

遺言書チェックシート

このシートで遺言書の注意事項が守られているかチェックできます。ご自身が作成した遺言書についてチェックしてみましょう。

遺言書の全文、日付、氏名の自書と押印（民法 968 条 1 項の要件）

<input type="checkbox"/>	1	遺言書全文の自書 ボールペン等の容易に消えない筆記具を使って作成します。
<input type="checkbox"/>	2	遺言書の作成日付の自書 作成日付は、遺言書を作成した年月日を具体的に記載する必要があります。
<input type="checkbox"/>	3	遺言者の署名 遺言者の氏名は、住民票や戸籍の記載どおりに記載します。
<input type="checkbox"/>	4	遺言者の押印 押印は認印でも問題ありませんが、スタンプ印は避けてください。

自書によらない財産目録（民法 968 条 2 項の要件）

<input type="checkbox"/>	1	自書によらない財産目録を添付する場合は、そのページごとに署名し、押印する必要があります。
<input type="checkbox"/>	2	自書によらない財産目録は本文が記載された用紙とは別の用紙で作成される必要があります、本文と同一の用紙に自書によらない記載をすることはできません。

遺言書の文言の変更・追加（民法 968 条 3 項の要件）

<input type="checkbox"/>	変更する場合は、従前の記載に二重線を施し、押印が必要です。加えて、適宜の場所に変更場所の指示、変更した旨、署名が必要です。
--------------------------	---

本制度の様式上のルール（法務局における遺言書の保管等に関する省令別記 1 号様式）

<input type="checkbox"/>	1	用紙がA4 サイズで、裏面に何も記載されていないことが必要です。
<input type="checkbox"/>	2	上部5ミリメートル以上、下部10ミリメートル以上、左20ミリメートル以上、右5ミリメートル以上の余白が必要です。
<input type="checkbox"/>	3	遺言書本文・財産目録には、各ページに通し番号で、ページ数を記載します。
<input type="checkbox"/>	4	複数ページでも、とじ合わせません（封筒も不要）。

その他の注意事項

<input type="checkbox"/>	1	推定相続人以外の者に対しては、「相続させる」ではなく、「遺贈する」と記載します。受遺者等は、申請書に記載する必要があります。
<input type="checkbox"/>	2	遺言執行者を指定した場合、遺言執行者を申請書に記載する必要があります。
<input type="checkbox"/>	3	自書によらない財産目録について、コピーの場合は、その内容が明確に読み取れるように、鮮明に写っていることが必要です。
<input type="checkbox"/>	4	付言事項がある場合は、自書により、遺言書本文に記載します。